

東久留米市立児童館指定管理者の指定について

市では、下記施設の指定管理者について、指定管理者選定委員会の審査により、指定管理者の候補者を選定していましたが、平成27年12月22日の市議会の議決を経て、指定管理者として指定しましたので、お知らせします。

1 指定管理者を設置する施設

- (1) 東久留米市立子どもセンターひばり
- (2) 東久留米市立けやき児童館
- (3) 東久留米市立滝山児童館

2 指定管理者の名称等

名 称 葉隠勇進株式会社

代表者 代表取締役 大隈 太嘉志

所在地 神奈川県川崎市中原区下小田中三丁目34番1号

3 指定期間

- (1) 東久留米市立子どもセンターひばり並びに東久留米市立けやき児童館
平成28年4月1日 から 平成33年3月31日
- (2) 東久留米市立滝山児童館
平成28年4月1日 から 平成30年3月31日

詳しくは児童青少年課児童青少年係

電話042・470・7777（内線2410・2411・2412）